
クラブ管理運営委員会

委員長 高原 正次

クラブ運営委員会

委員 榎原 道治

スローガン

定款を遵守しクラブの細則で柔軟性を

基本方針

クラブ運営の基本原則は、クラブ自治権の行使にある。1922年に国際ロータリー・クラブの、標準ロータリー・クラブ定款が作られ、それ以降に設立されたクラブはその標準ロータリー・クラブ定款を採用することが義務付けられるようになる。

定款に違反しない限り、また、定款に記載されていない事項については、全てクラブの自主的な判断に任されており、その規約をまとめたものがクラブ細則である。

クラブ細則は、それぞれのクラブの実情に合わせて定められるべきである。小さなクラブ、大きなクラブ、それぞれのクラブの実情に合せた細則を定め、更に毎年それを見直しながら、細則に基づいたクラブの運営がされなければならない。

活動計画

1. 各委員会の委員は一年ごとに入れ替わっていたが、2～3年同じ委員会に所属し、その委員会の内容を理解し、次の委員に申し送りをする。また、新入会員は、全ての委員会を2～3年ずつ経験した方が良い。これを、経験することにより、クラブの人作りが出来る。
2. 会員の減少が止まらず、このままでは、何年か先には地区一つがなくなるようなことになっている。そこで、今年は会員増強と大会防止に力を入れ増員10名と退会者0を目指す。